

令和7・8年度測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請要領

香川県広域水道企業団

香川県広域水道企業団(以下「企業団」という。)に測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。

1 登録が必要な業種について

申請業種には、所定の登録がなければ申請できない業種(業務)があります。登録が必要な業種(業務)は次のとおりです。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調整、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

2 用語の定義について

県内業者…香川県内に本社(本店)がある者のこと。

県外業者…香川県以外に本社(本店)がある者のこと。

営業所…本店(本社)、支店(支社)、営業所等すべてを含みます。

3 結果の公表について

資格審査の結果は、令和7年4月1日(火)に企業団ホームページに掲載します。個別に通知しませんので、企業団ホームページでご確認ください。

【香川県広域水道企業団ホームページのURL】 <http://union.suido-kagawa.lg.jp/life/9/10/303/>

4 有効期間について

入札参加資格の有効期間は**2年間**(令和7年度及び令和8年度: 令和7年4月1日～令和9年3月31日)です。

5 申請の方法について

次の区分による手続きが必要です。

電子申請が必要な事業者

電子申請 及び 書面申請 の両方が必要です。

令和6年度の企業団、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町又はまんのう町の入札参加資格者名簿に登載されている者(下記の③の者を除きます。)

電子申請ができない事業者

書面申請 のみの申請となります。

- ① かがわ電子入札システム(以下「システム」といいます。)の企業ID・パスワードを所持していない者
- ② システムの企業ID・パスワードは所持しているが、令和6年度の企業団、香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町又はまんのう町の入札参加資格者名簿に

掲載されていない者

- ③ 令和6年度の入札参加資格者名簿掲載者であるが、過去に1度も名簿掲載されていない受任営業所を申請しようとする者(県外業者に限ります。)

6 電子申請の注意事項について

- ・ 電子申請が必要な事業者は必ず電子申請を行ってください。書面申請のみでは受付できません。
- ・ 電子申請を行う場合であっても、対面又は郵送による審査を行いますので、所定の書類を準備して対面又は郵送による審査を受けてください。
- ・ 電子申請のみ行い、対面又は郵送による審査を受けない場合は、入札参加資格審査申請者と認められませんのでご注意ください。
- ・ 電子申請の入力を行える期間は令和7年1月6日(月)～令和7年2月17日(月)までです。
- ・ 電子申請は、既に交付を受けている本社・本店の企業ID・パスワードでシステムにログインし、申請する必要があります。支店等の営業所の企業ID・パスワードでは申請できません。
- ・ 企業ID・パスワードが不明である場合は、企業ID・パスワードを交付された自治体担当者に早めに再発行の申請をしてください(申請期限が近づくと、多くの再発行申請が集中する可能性があり、即時発行に対応できない場合があります。)
- ・ 資格審査申請をする前に、代表者等の本社情報等が最新の状態となっているかどうかを確認してください。最新の情報でない場合は、事前にシステムで変更届の申請を行い、企業団に変更届を提出してください。
- ・ 電子申請の入力方法については、入札参加資格審査申請等操作マニュアル(測量・コンサル)をご確認ください。
- ・ 電子申請の入力方法については、かがわ電子入札システムヘルプデスク:0120-128-781までお問合せください。

7 申請受付について

持参又は郵送で受け付けます。

○持参受付:県内業者

- ・ 受付期間 令和7年2月3日(月)～令和7年2月17日(月) 土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- ・ 受付場所 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階 入札室
- ・ 受付時間 午前9時30分～午前11時30分、午後1時30分～午後3時30分
- ・ 提出方法 上記の受付場所に持参により提出してください。
なお、受付のみとし、審査終了後に受領書等を郵送します。

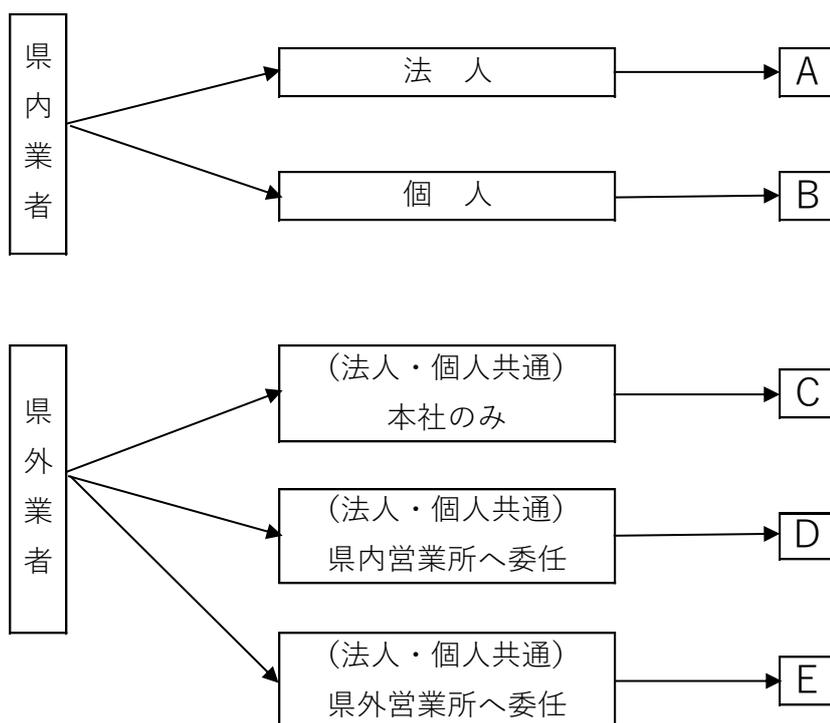
○郵送受付:県内業者及び県外業者

- ・ 受付期間 令和7年2月3日(月)～令和7年2月12日(水) (最終日消印有効)
- ・ 郵送宛先 〒760-8514 高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課
- ・ 提出方法 事故防止のため、封筒の表面に「測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書在中」と明記し、上記の宛先へ簡易書留、一般書留又は特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスにより送付してください。到着確認の問い合わせには、一切応じません。郵便追跡サービス等により御自身で確認してください。

★令和7年2月17日(月)午後5時までに補正が完了しない場合受付できませんので、十分ご注意ください。
※郵送の場合も補正期限は同様ですので、早めに申請(郵送)するようにしてください。

8 提出区分について

提出区分は次のとおりです。提出区分によって必要な提出書類が異なりますので、どの区分となるのかを確認してください。



委任営業所について

・県内業者

委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

・県外業者

本社を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

(例1) 本社からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合

例えば、高松支店から測量を申請し、大阪支店から地質を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「D」の県内営業所へ委任する業者となります。

(例2) 本社と委任する営業所を1つ申請する場合

例えば、東京本社から測量を申請し、大阪支店から地質を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「E」の県外営業所へ委任する業者となります。

※ 本社から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。

9 提出書類について

提出書類は次のとおりです。前ページの提出区分に従って、次の表のと通りの提出書類が必要となります。

○…提出書類です。

△…備考欄に記載の場合は省略可能です。

☆…該当がある場合に提出する書類です。

項番	提出書類	提出区分					備考
		A	B	C	D	E	
		県内・法人	県内・個人	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	
②	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	
③	経営規模等総括表	○	○	○	○	○	
④	希望業務等総括表	○	○	○	○	○	
⑤	技術職員総括表	○	○	○	○	○	作成基準日：令和6年11月1日現在
⑥	委任状				△	△	電子申請の場合は省略可
⑦	誓約書	○	○	○	○	○	
⑧	納税証明書（国税）	○	○	○	○	○	法人（その3の3）、個人（その3の2） 令和6年11月1日以降発行
⑨	納税証明書（県税）	○	○		○		令和6年11月1日以降発行
⑩	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○				令和6年11月1日以降発行
⑪	測量法第55条の8の規定に基づく書類	☆	☆	☆	☆	☆	測量を希望する場合に提出
⑫	各登録規程第7条に規定する現況報告書	☆	☆	☆	☆	☆	各登録規程に登録がある場合に提出
⑬	商業登記簿	△		△	△	△	⑪又は⑫がある場合は省略可 令和6年11月1日以降発行
⑭	業務経歴書	△	△				⑪又は⑫がある場合は省略可（建築の申請者を除く）
⑮	財務諸表	△	△	△	△	△	⑪又は⑫がある場合は省略可
⑯	登録証明書	☆	☆	☆	☆	☆	測量（⑪がある場合は省略可）、建築（建築一般、意匠、構造）、補償（不動産鑑定）を希望する場合に提出 令和6年11月1日以降発行
⑰	返信用封筒	○	○	○	○	○	持参・郵送にかかわらず提出

10 提出要領について

- ・ 提出部数 1部
- ・ A4フラットファイル(ピンク色などの赤系)に、前ページの提出区分による該当提出書類を①～⑬の順に綴じ込み、ファイルの背表紙下段に商号又は名称を記載してください。⑭返信用封筒については、ファイルにクリップ止め等により提出してください。
- ・ コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一してください。
- ・ 原本提出の書類がA4より小さい場合はA4判の台紙に貼付し、大きい場合は折り込みしてください。
- ・ 書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。提出書類等が不足していると受付できませんので、ご注意ください。
- ・ 書類提出後、代表者変更等記載事項に変更が生じたときは、直ちにシステムで変更届の申請を行い、企業団に変更届を提出してください。

項番	提出書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	<p>【記載例1ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格審査申請に必要な書類を表示しています。 ・ 提出区分をご確認の上、必要な提出書類を確認してください。 ・ 書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・ 書類に不備がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。
②	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">様式注意!!</div>	<p>【記載例2～4ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請が必要な事業者の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参(郵送)してください。 ○ 電子申請ができない事業者の場合 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成し提出してください。 ※県内業者用と県外業者用の様式が異なりますのでご注意ください。
③	経営規模等総括表	<p>【記載例5ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請が必要な事業者の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参(郵送)してください。 ○ 電子申請ができない事業者の場合 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
④	希望業務等総括表	<p>【記載例6ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請が必要な事業者の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参(郵送)してください。 ○ 電子申請ができない事業者の場合 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
⑤	技術職員総括表	<p>【記載例7ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成基準日:令和6年11月1日現在 ○ 電子申請が必要な事業者の場合 電子入札システムに入力後、印刷したものを持参(郵送)してください。 ○ 電子申請ができない事業者の場合 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
⑥	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申請ができない事業者のみ必要 ・ 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。

⑦	誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社(本店)の代表者(個人事業主の場合は個人)名により作成してください。 ・ 様式を企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
⑧	納税証明書(国税) (コピー可) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">様式注意！！</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年11月1日以降に発行されたもの。 ・ 免税業者も発行されます。 ○<u>法人の場合(様式その3の3)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・ 様式その3の3以外は受付できませんのでご注意ください。 ○<u>個人の場合(様式その3の2)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・ 様式その3の2以外は受付できませんのでご注意ください。 <p>※ 国税の納税証明書は、電子納税証明書(PDF)を画面印刷した証明書でも添付書類として利用できます。(xml形式の印刷は不可)。</p>
⑨	納税証明書(香川県税) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年11月1日以降に発行されたもの。 ・ 香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・ すべての税目で未納の税額が無い旨の証明書が必要です。 ・ 県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印と受領者の本人確認が必要となります。また、交付手数料として、1通につき400円の県証紙が必要です。
⑩	個人住民税の滞納がない旨の証明書 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年11月1日以降に発行されたもの。 ・ 県内業者の個人事業主のみ必要です。 ・ 令和6年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要です。 ・ 「個人住民税に滞納がない旨の証明書」は市町窓口の様式を用意してありませんので、様式を用意しないと交付は受けられません。様式は企業団ホームページに掲載していますのでご利用ください。
⑪	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません。 ・ 測量法第55条の8の規定に基づく書類(いわゆる現況報告書)を提出してください。 ・ 国土交通省地方整備局に提出したものの写し。受付印は不要です。 ・ 提出日を余白に記入してください。
⑫	各登録規程第7条に規定する現況報告書 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録がない場合でも申請できます。 ・ 国土交通省地方整備局の受付印があるもの(未返却の場合は提出日を余白に記入すること)。 ・ 各登録規程の提出書類は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ○申請業種「土木」→建設コンサルタント登録規程の現況報告書一式 ○申請業種「地質」→地質コンサルタント登録規程の現況報告書一式 ○申請業種「補償」→補償コンサルタント登録規程の現況報告書一式
⑬	商業登記簿 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑪、⑫の書類がない場合は提出してください。 ・ 令和6年11月1日以降に発行されたもの。 ・ 法人のみ提出してください。

⑭	業務経歴書(1年分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外業者は提出不要です。 ・ ⑪、⑫の書類がない場合は提出してください。 ・ ⑪、⑫の書類がある場合でも、「建築」を申請する場合は建築の業務経歴書を提出してください。 ・ 様式は企業団ホームページからダウンロードして作成してください。
⑮	財務諸表(1年分) (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑪、⑫の書類がない場合は提出してください。
⑯	登録証明書 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年11月1日以降に発行されたもの。 ・ 測量業者、建築士事務所、不動産鑑定業者の登録を受けている場合に提出してください。(これ以外の登録に関する証明書は不要です。) ・ 測量業者については、⑪測量法第55条の8の規定に基づく書類を提出する場合は省略可能です。
⑰	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受領証等の返送のため、必ず宛先を明記した封筒(定形内封筒は110円、定形外封筒は140円切手を貼付したもの。)を提出(同封)してください。 ・ 令和7年2月21日(金)を過ぎても返信のない場合、香川県広域水道企業団財産契約課契約グループ(087-826-6114)までご連絡ください。

注:「建築」を申請する場合の注意点

1 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、申請業種「測量」、「土木」、「地質」、「補償」のような現況報告書提出の定めがないため、登録の有無に関わらず⑬商業登記簿、⑭業務経歴書及び⑮財務諸表の提出が必要です。

2 建築とその他の業務を併せて申請する場合

⑪測量法第55条の8の規定に基づく書類や⑫各登録規程第7条に規定する現況報告書を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、建築の⑭業務経歴書を提出してください。(⑬商業登記簿、⑮財務諸表は不要です。)

国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

納税証明書のオンライン交付請求について(※電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします(xml形式は不可)のでご注意ください。)

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>(書面の納税証明書を受け取る場合について)

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>(電子納税証明書(電子ファイル)について)

香川県税の納税証明について

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

(県税のページ)

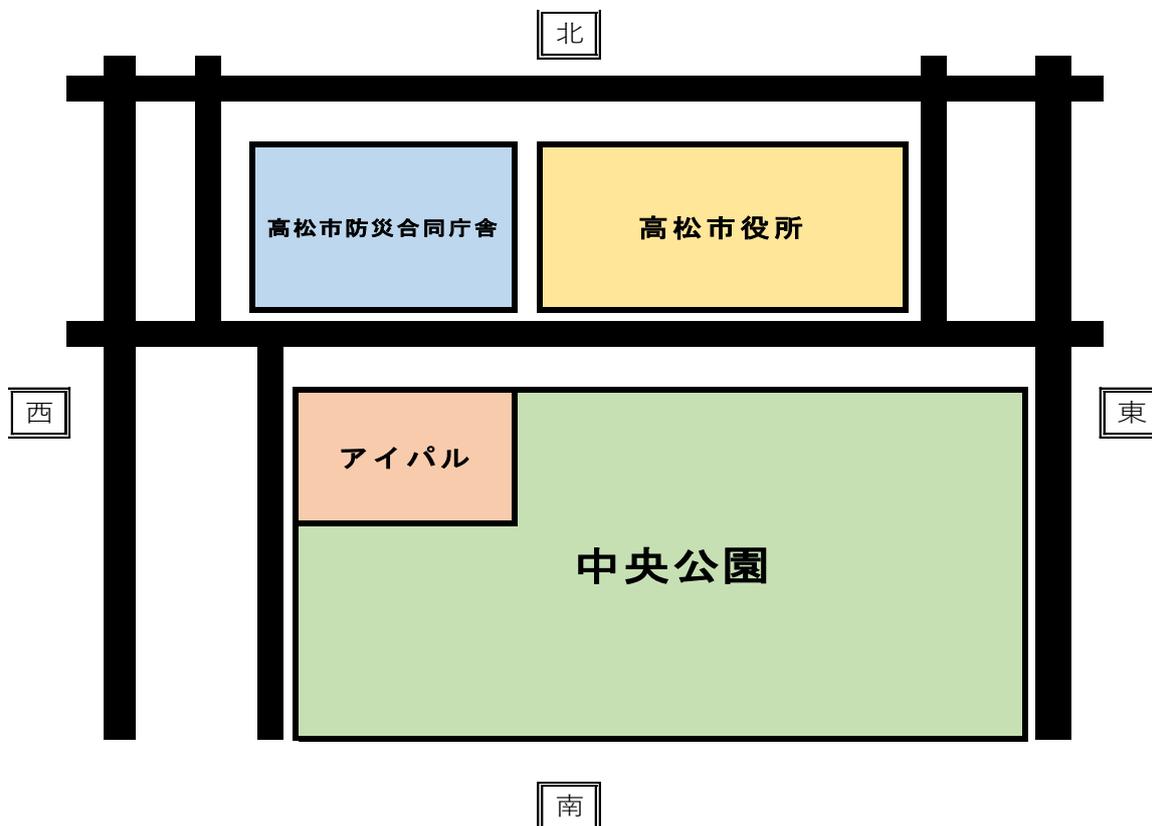
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>

(県税のページ Q&A納税証明書について)

https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#05

庁舎位置図

〒760-8514 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市防災合同庁舎6階
香川県広域水道企業団 財産契約課 【開庁時間】8時30分～17時15分



問い合わせ先

担当窓口	住所	電話番号
財産契約課(契約グループ)	高松市番町一丁目8番15号	087-826-6114